

7 交通運賃・公共料金等の割引

(1) 交通運賃の割引

《障がいのある方や児童》

障がいのある方の家庭の生活を支えるために、以下のような各種運賃割引等の特例があります。詳細については、各窓口にお問い合わせください。

〈旅客鉄道株式会社旅客運賃減額について〉

身体障害者手帳と療育手帳には、「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額1種（または2種）」という記載があります。これは、JRを始めとする各種交通機関の料金割引等の基準となる数字で、1種か2種かで取扱いが違ふ場合があります。

第1種身体障がい者・・・視覚1～3級及び4級の一部、聴覚2～3級、肢体1級及び2～3級の一部、心臓・じん臓・呼吸器・小腸1級及び3～4級、ぼうこう・直腸1級及び3級、免疫・肝臓の機能障害1～4級

第2種身体障がい者・・・「第1種身体障がい者」以外の身体障がい者

第1種知的障がい者・・・療育手帳A1またはA2

第2種知的障がい者・・・療育手帳B1またはB2

ア JR旅客運賃

問い合わせ先：JR九州案内センター 電話 0570-04-1717（営業時間／9:00～17:30）

種別	割引の対象	乗車券類種別	割引率	距離制限等	注意事項等
身体・知的障がい者	第1種	本人のみ	5割引	片道 101 km以上	○身体障害者手帳又は療育手帳を提示
		本人と介護者		なし	○本人と介護者が同時に同区間、同種類の乗車券類を利用する場合に限る。 ○身体障害者手帳又は療育手帳を提示 ○介護者は1人のみ適用 ○小児定期の割引はなし ○介護者が通学定期の資格者であっても通勤定期を発売
	第2種	本人のみ		片道 101 km以上	○身体障害者手帳又は療育手帳を提示
		本人(12歳未満に限る)と介護者		定期乗車券	なし



7 交通運賃・公共料金等の割引

イ バス運賃 問い合わせ先：各バス会社

	種別	身体・知的障がい者第1種 及び精神障がい者1級				身体・知的障がい者第2種 及び精神障がい者2～3級				割引率
		手帳保有者		対 象		手帳保有者		対 象		
	小児(12歳未満)	大人(12歳以上)	本人	介護者	小児(12歳未満)	大人(12歳以上)	本人	介護者	本人	介護者
割引有無	普通運賃	○	○	○	○	○	×	○	×	5割引
	定期券	×	○	○	○	×	○	○	×	3割引
注意事項等	<p>○購入・降車時は身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかを提示</p> <p>○介護者は1人のみ適用</p> <p>○いずれの運賃も5円の端数は切り上げ</p> <p>○小児の定期券に関しては、大人の介護者のみ種別・等級を問わず割引適用</p> <p>○他の割引制度と重複は不可</p> <p>○路線によっては割引制度がない場合がありますので、ご利用前に各バス会社へお問い合わせください。</p>									

ウ 航空旅客運賃(国内線) 問い合わせ先：各航空会社窓口

種別	割引の対象	割引率	注意事項等
身体・知的・精神障がい者	第1種・第2種 本人(12歳以上)と介護者(障がいのある方と同一便に搭乗し同伴される場合)	概ね 3～5割引	<p>○航空券購入時に身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかを提示</p> <p>○介護者は12歳以上の方1人のみ適用</p> <p>○割引率や手続き等の詳細については、各航空会社にお問い合わせください</p>

エ 船舶運賃 問い合わせ先：各船舶会社

障がい者手帳を提示すると運賃が割引されることがあります。各船舶会社によって制度や割引率が異なるため、利用する際には事前にお問い合わせください。

オ タクシー運賃 問い合わせ先：各タクシー会社

割引の対象	割引率	注意事項等
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳をお持ちの方 ・療育手帳をお持ちの方 ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 	メーター表示額から1割引	乗務員に、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかを提示してください

※福祉車両を配車しているタクシー事業者等の一覧（P196～198参照）

※割引実施を行っていないタクシー事業者もありますので、利用する際には事前にお問い合わせください。

7 交通運賃・公共料金等の割引

カ 有料道路通行料金

制度に関する問い合わせ先：有料道路事業者(西日本高速道路株式会社)

種別	割引の対象	割引率	注意事項等
第1種	身体障がい者が自ら運転する場合	最大 5割引	<ul style="list-style-type: none"> ○割引を受けるためにはあらかじめ市福祉事務所、町村福祉担当課で登録手続きが必要 ○車両の登録条件等あり ○割引には有効期限あり ○他の割引との重複は不可 ○<u>出口有人ブース又は料金精算機を利用する場合は、手帳の呈示が必要</u>（注2） ○E T Cご利用の場合は、手帳への登録手続きの他に、事前にE T C利用の登録申込が必要。その場合は、障がいのある方本人の名義（未成年のときは、親権者又は後見人名義）のE T Cカードに限る。 ○詳細は、NEXCO 西日本 HP をご覧ください。 https://www.w-nexco.co.jp/disabled/
	身体及び知的障がい児・者を同乗させて、本人以外の者が運転する場合（注1）		
第2種	身体障がい者が自ら運転する場合		

（注1）介護者が運転する場合、「道路介護」と記載されたシールでないと割引が適用になりません。

（注2）・点検等によりE T C走行できない場合、通信エラーにより開閉バーが開かない場合等含みます。

・E T C障がい者割引を登録済の方も、出口でE T Cカードを抜いて精算する場合は手帳の呈示が必要です。手帳の呈示がないと割引の対象となりません。有料道路を利用される際は、必ず手帳の携行をお願いします。

※令和5年3月27日（月）より制度が一部変更しております。最新の情報についてはNEXCO 西日本 HP をご確認ください。

7 交通運賃・公共料金等の割引

(2) 公共料金等の割引

《障がいのある方や児童》

ア NHK放送受信料

問い合わせ先：NHK 放送受信料についてのお問い合わせ

電話 0570-077-077 受付時間 9:00～18:00(土日/祝日含む)

	対象	適用条件	申請窓口
全額免除	市町村民税非課税の身体障がい者	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合	市福祉事務所・町村障がい福祉担当課 またはNHK（「受信料の窓口」における郵送申請可） 申請書は窓口にあります
	市町村民税非課税の知的障がい者	所得税法または地方税法に規定する障がい者のうち児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障がい者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税を含む）非課税の場合	
	市町村民税非課税の精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合	
半額免除	視覚・聴覚障がい者	視覚障がいまたは聴覚障がいにより、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合	
	重度の身体障がい者	身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級または2級）の方が、世帯主で受信契約者の場合	
	重度の知的障がい者	所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障がい者と判定された方が、世帯主で受信契約者の場合	
	重度の精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級）の方が、世帯主で受信契約者の場合	

イ NTT西日本電話番号案内料

問い合わせ先：NTT 西日本ふれあい案内事務局 電話 0120-10-4174

受付時間 9:00～17:00(土日/祝日/年末年始を除く)

	対象	注意事項等
全額免除	身体障害者手帳をお持ちで、下記のいずれかに該当する方 ・視覚障がいの1～6級 ・肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)の1、2級 ・聴覚障がいの2、3、4、6級 ・音声・言語又はそしゃく機能障がいの3、4級	○ご利用になる前に事前登録が必要です。申込みについては、上記へお問い合わせください。 ○ふれあい案内の利用は、NTT 西日本及び NTT 東日本の104 をご利用いただける通信業者の回線(携帯電話を含む)から、104 をダイヤルした場合が対象です。
	療育手帳をお持ちの方	
	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	

7 交通運賃・公共料金等の割引

ウ 携帯電話料金 問い合わせ先：各携帯業者

障害者手帳をお持ちの方を対象に、基本使用料金等の割引を実施している場合があります。詳細については、各携帯業者へお問い合わせください。

・ソフトバンク(ハートフレンド割引) ・ドコモ(ハーティ割引) ・au(スマイルハート割引) 等

エ 郵便料金 問い合わせ先：郵便局窓口

区分		重量／サイズ／：料金／運賃	注意事項等	
通常郵便	第四種郵便物	点字郵便物 特定録音物等郵便物	3 kgまで：無料	
	低料第三種郵便物	心身障がい者団体が発行するもの	新聞 (月3回以上発行)	50g まで：8円 +50g ごとに3円増(上限1kg)
			その他の定期刊行物 (年4回以上発行)	50g まで：15円 +50g ごとに5円増(上限1kg)
荷物		点字ゆうパック 聴覚障がい者用ゆうパック ※サイズは、長さ・厚さ・幅の合計(cm)とする区分	60 サイズ 100円 80 サイズ 210円 100 サイズ 320円 120 サイズ 420円 140 サイズ 520円 160 サイズ 630円 170 サイズ 730円	
		心身障がい者用ゆうメール	150g まで 92円 250g まで 110円 500g まで 150円 1kg まで 180円 2kg まで 230円 3kg まで 310円	

減免・各種サービスについては、各種要件や申請等が必要な場合がありますので、郵便局窓口へお問い合わせください。

青い鳥郵便葉書の無償配布(63円の通常葉書)	<p>[対象] ①重度の身体障がい者(1級又は2級の方) ②重度の知的障がい者(療育手帳に「A1」または「A2」の表記がある方)</p> <p>[内容] 受付期間内に申し出た方に青い鳥をデザインした専用封筒に通常葉書を20枚入れ、無償で差し上げます。 受付期間は4月1日～5月31日となっています。 ご不明な点は日本郵便ホームページまたは郵便局でご確認ください。</p> <p>[手続] 最寄りの郵便局(簡易郵便局を除く。)に身体障害者手帳または療育手帳を提示し、「青い鳥郵便葉書配布申込書」に必要事項を記入し、提出してください。(代理人による提出も可能)</p>
------------------------	--

貯金に関する各種点字サービス	<p>下記について点字サービスを取り扱っています。詳細は郵便局にお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貯金の取扱内容の通知 ・点字キャッシュカードの発行 ・各種商品、サービスの点字案内 等
----------------	--

7 交通運賃・公共料金等の割引

オ J:COM ハートフルプラン

問い合わせ先：J:COM 大分ケーブルテレコム

電話 097-542-1121 受付時間 9:00～17:00

対 象	対象サービス	サービス名	月額利用料金(税込)
身体障害者手帳 1、2級	ケーブルテレビ	J:COM TV [103ch 以上] (注1)	3,289 円(注2)
		J:COM TV [93ch 以上] (注1)	2,739 円(注2)
療育手帳 A1、A2、B1	インターネット	J:COM NET 光1Gコース(Wi-Fi付)	3,575 円
		J:COM NET 320Mコース	3,300 円
精神障害者保健福祉手帳 1級	固定電話	J:COM NET 120Mコース	3,025 円
		J:COM PHONE	731 円(注3)

注1) 地デジ・BS デジタルを含みます。

注2) 別途機器利用料が必要となります(月額277円(税込)～398円(税込))。

ご利用料金にNHK受信料は含まれません。

注3) 別途ユニバーサルサービス料・電話リレーサービス料及び通話料が必要です。

※J:COM サービスへの切り替えが必要な場合があります。

※ご加入には、対象の各手帳、証明書確認が必要です。

※お申し込みからサービス利用開始までお時間をいただく場合があります。

※ご本人と同居し扶養されているご家族も対象となります。

**※大分市/由布市/津久見市の各エリアの一部(集合住宅は光導入物件のみ)、豊後大野市、九重町、
国東市、竹田市、臼杵市、宇佐市(TVサービスを除く) で提供しています。**

なおエリア内であっても、ご住所や建物によってはご利用いただけない場合があります。

※各サービスのご利用・解約、サービス変更には工事費/手数料/初期費用などが必要です。

【ホームページ】 https://www.jcom.co.jp/service/heartful_pack

その他ケーブルテレビ会社等(市町村含む)においても割引を実施している場合があります。詳細については、各実施主体へお問い合わせください。